

環境モニタリング（河川水）

		環境基準	H27.1.30	H28.2.8	H29.1.30	H30.2.13	H31.2.15	R2.2.14	R3.2.3	R4.2.17	R5.2.10
水素イオン濃度(pH)		6.5以上8.5以下	7.3	7.4	7.7	7.2	7.6	7.5	7.5	7.2	7.0
塩化物イオン	mg/L	***	5.7	5.6	5.2	5.0	4.8	3.3	5.0	4.5	2.8
電気伝導率	mS/m	***	19.0	19.0	19.0	17.0	18.0	12.0	18.0	18.0	10.0
浮遊物質(SS)	mg/L	25 以下	1.0 未満	1.1	4.4	2.0	1.0	12.0	2.0	1.4	53
カドミウム	mg/L	0.003 以下	0.0003 未満								
全シアン	mg/L	検出されないこと	0.1 未満								
鉛	mg/L	0.01 以下	0.005 未満								
六価クロム	mg/L	0.05 以下	0.02 未満	0.005 未満							
砒素	mg/L	0.01 以下	0.005 未満								
総水銀	mg/L	0.0005 以下	0.0005 未満								
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	10.0 以下	0.9	0.8	0.9	0.7	0.7	0.5	0.7	0.8	0.4
ふっ素	mg/L	0.80 以下	0.08 未満								
ほう素	mg/L	1 以下	0.1 未満								
セレン	mg/L	0.01 以下	0.002 未満								

※ 環境基準 環境基本法の規定に基づく環境基準。地域の類型はA類型。
 水質汚濁に関する環境基準：「生活環境の保全に関する環境基準(河川)」「人の健康の保護に関する環境基準」
 ※ A類型 水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの。
 ・水道2級 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの。
 ・水産1級 ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 ※ 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

環境モニタリング（井戸水）

		水質基準 (水道法第4)	H27.2.10	H28.2.8	H29.1.30	H30.2.13	H31.2.15	R2.2.14	R3.3.2	R4.2.17	R5.2.10
水素イオン濃度(pH)		5.8以上8.6以下	6.4	6.3	6.7	6.4	6.8	6.6	7.2	5.6	6.4
塩化物イオン	mg/L	200 以下	5.1	6.2	5.1	3.5	3.7	3.7	3.3	74.0	4.0
電気伝導率	mS/m	***	12.0	13.0	11.0	11.0	10.0	12.0	6.0	72.0	11.0
一般細菌	個/mL	100 以下	130	44	30	2	300 以上	23	300 以上	300 以上	34 以上
大腸菌	個/mL	検出されないこと	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない	検出された	検出されない	検出されない
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	3.0 以下	0.3 未満	0.4 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0	14.0	0.3 未満
味		異常でないこと	***	***	***	***	***	***	***	***	***
臭気		異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	下水臭	異常なし
色度	度	5 以下	1.0 度	0.8 度	1.1 度	0.7 度	0.5 度未満	0.6 度	9.2 度	21.0 度	0.5 度
濁度	度	2 以下	0.7 度	0.5 度	0.7 度	4.0 度	0.4 度	7.9 度	1.0 度	9.3 度	0.7 度
											*一般細菌の数値が基準値を超えていることについては自然由来のものである可能性が高い。

※ 水質基準 水道法第4条に基づく水質基準は、水質基準に関する省令(平成15年5月30日厚生労働省令第101号)による。

環境モニタリング（大気質）

		環境基準	H27.2.24 ~H27.2.25	H28.2.8 ~H28.2.9	H29.2.23 ~H29.2.24	H30.2.22 ~H30.2.23	H31.2.20 ~H31.2.21	R2.2.26 ~R2.2.27	R3.3.8 ~R3.3.9	R4.3.7 ~R4.3.8	R5.2.14 ~R5.2.15
大気質(粉塵濃度)	mg/m ³	0.1 以下	0.048	0.057	0.005	0.047	0.045	0.031	0.014	0.021	0.013

※ 環境基準 環境基準 #REF!
 ※ 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒子が10μm以下のものをいう。

環境モニタリング（騒音）

		環境基準		H27.2.24		H28.2.8		H29.2.24	
		昼間	夜間	昼間(作業時)	昼間(暗騒音)	昼間(作業時)	昼間(暗騒音)	昼間(作業時)	昼間(暗騒音)
騒音レベル	dB	55 以下	45 以下	34	34	32	32	35	35
		H30.2.22		H31.1.30		R2.2.27		R3.2.19	
		昼間(作業時)	昼間(暗騒音)	昼間(作業時)	昼間(暗騒音)	昼間(作業時)	昼間(暗騒音)	昼間(作業時)	昼間(暗騒音)
		38	38	34	34	41	41	40	40
		R4.3.11		R5.2.14					
		昼間(作業時)	昼間(暗騒音)	昼間(作業時)	昼間(暗騒音)				
		40	40	42	42				

※ 環境基準 環境基本法の規定に基づく環境基準。地域の類型は、A及びB。
 Aは、専ら住居の用に供される地域。Bは、主として住居の用に供される地域。
 ※ 夜間は環境保全協定書に基づき作業を行わないため、昼間の暗騒音を測定。

環境モニタリング（振動）

		環境基準		H27.2.24	H28.2.8	H29.2.24	H30.2.22	H31.1.30	R2.2.27
		昼間	夜間	昼間(作業時)	昼間(作業時)	昼間(作業時)	昼間(作業時)	昼間(作業時)	昼間(作業時)
振動レベル	dB	60 以下	55 以下	30 未満	30 未満	30 未満	30 未満	30 未満	30 未満
				R3.2.19	R4.3.11	R5.2.14			
				昼間(作業時)	昼間(作業時)	昼間(作業時)			
				30 未満	30 未満	30 未満			

※ 環境基準 環境基本法の規定に基づく環境基準。地域の類型は、第1種区域。
 ※ 夜間は環境保全協定書に基づき作業を行わないため、昼間の作業時を測定。

環境モニタリング（悪臭）

		環境基準	H27.2.24	H28.2.8	H29.2.24	H30.2.22	H31.2.20	R2.2.25	R3.3.4	R4.3.7	R5.2.14
臭気指数		15	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満
(特定悪臭物質22項目)											
アンモニア	ppm	2									
メチルメルカプタン	ppm	0.004									
硫化水素	ppm	0.06									
硫化メチル	ppm	0.05									
二硫化メチル	ppm	0.03									
トリメチルアミン	ppm	0.02									
アセトアルデヒド	ppm	0.1									
プロピオンアルデヒド	ppm	0.1									
ノルマルブチルアルデヒド	ppm	0.03									
イソブチルアルデヒド	ppm	0.07									
ノルマルパレルアルデヒド	ppm	0.02									
イソパレルアルデヒド	ppm	0.006									
イソブタノール	ppm	4									
酢酸エチル	ppm	7									
メチルイソブチルケトン	ppm	3									
トルエン	ppm	30									
スチレン	ppm	0.8									
キシレン	ppm	2									
プロピオン酸	ppm	0.07									
ノルマル酪酸	ppm	0.002									
ノルマル吉草酸	ppm	0.002									
イソ吉草酸	ppm	0.004									

※ 環境基準 悪臭防止法の規定に基づく規制基準。地域の類型は、B地域(溝辺地区全域、牧園地区全域、福山地区全域)
 ※ 臭気指数 人間の嗅覚によって臭いの度合いを数値化したもの